

由利本荘市農業委員会だより

あなたと農地。

2022(令和4)年
8月発行

第32号



農地パトロール中

モウ太くん 農地パトロールに出発!

主な記事

- P.2・3… 令和3年度農地及び農業経営に関する調査報告
- P.4 …… 頑張る営農者
- P.5 …… 農業にチャレンジ!
- P.6 …… 地域のスマイル
それいけ!! ゆりべこちゃん

あなたと農地。表紙クイズ

農地パトロールに出発前のモウ太くん。さて、ここはどこでしょう?
(答えは本紙のどこかに)

農地に関するお問い合わせ・
ご相談についてはこちらから



市農業委員会



ガーデンハックルベリー
ナス科の植物。ポリフェノールの
一種であるアントシアニンが豊富。

その他の 利用者の活動

- ★くるみの実、殻の
商品化
1年間でコンテナに
して75箱ほど加工。
加工後各方面へ販売。
- ★季節野菜の栽培
イベント販売、利用者
昼食等の食材に利用。

利用者の笑顔のために —

矢島地区にある「くるみの里」は、障がい者支援事業所就労継続支援B型(9年目になります)として活動をしています。
1年間を通して約30アールの畑を借りて、季節の野菜と主力商品となるガーデンハックルベリーを栽培しており、播種からジャムに加工して商品化するまで利用者さんが携わっています。
くるみの里では約600本の苗を植えています。収穫時期をずらすため、数回にわけて植え8月

から11月頃まで収穫します。草取りや害虫駆除はとても大切な作業になります。
収穫後は、利用者さんが細かいヘタとりや選別などをしてジャムに加工し、2千個を目標に作っています。このジャムは矢島駅、矢島の野菜王国で販売しているほか、口コミで直接買いに来てくださる方も多く、毎年売場になるほど、とても好評です。
畑作業から生産活動を通して利用者さんの笑顔に繋がることができればと考えています。

地域の スマイル

特定非営利活動法人「逢い」
障がい者支援事業所 くるみの里

活動や取り組みについて、管理者の
ぬまくら 沼倉只輔さんからお話を伺いました。



文 管理者
沼倉 只輔さん
担当 畑山 留美子

違反転用発見! の巻



それいけ!!
ゆりべこちゃん

違反転用をみつけた場合は
農業委員会事務局にご連絡を!



とってもない
違反転用を
発見してしまっ
た……
どうしよう……

農業委員会事務局

市外局番 (0184)

- ◆本 庁 TEL 24-6258
- 農政班 TEL 24-6259
- 農地班 TEL 24-6260
- FAX 24-6396

◆各総合支所 庶務班 (産業建設課内)

- 矢 島 TEL 55-4957
- 岩 城 TEL 73-2014
- 由 利 TEL 53-2114
- 大 内 TEL 65-2804
- 東由利 TEL 69-2116
- 西 目 TEL 33-4614
- 烏 海 TEL 57-2205

◆広報委員

- 佐藤 崇・畑山留美子
- 小松 健・佐藤 順
- 佐々木 純一・伊藤 直子
- 吉尾 麻美・齋藤 衛

発行にあたりお忙しい中、寄稿
くださいました皆さま、本当にあ
りがとうございました。
コロナ禍で規制を受け、思うよ
うにいかない日々が続いています。
飲食店の方々への大打撃、そのた
めに農家の方々も一生懸命作った
作物が売れずの悪循環。1日でも
早く以前のような日常生活が取り
戻せるように私たち委員一同、お
手伝いしていきたいと思えます。
今後、地域の活動、農業を頑
張られている方々、イベントなど
なにかありましたらぜひ広報委員
までご一報お願いいたします。
皆様、明るい農業にしてい
きましょう!
(委員 吉尾 麻美)

編集後記

農業委員会組織が
発行する農業に関する
総合専門誌です



全国農業 新聞

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

- ◆発行所/全国農業会議所
 - ◆発行/毎週 金曜日
(週刊・月4回)
 - ◆購読料/月700円
(年8,400円・消費税込)
- 購読申込みは、農業委員会事務局
または 各総合支所 庶務班まで

由利本荘市 農業委員会だより
第32号 / 2022(令和4)年8月発行

編集・発行/由利本荘市農業委員会
TEL 0184-24-6258 FAX 0184-24-6396

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
E-mail noui@city.yurihonjo.lg.jp

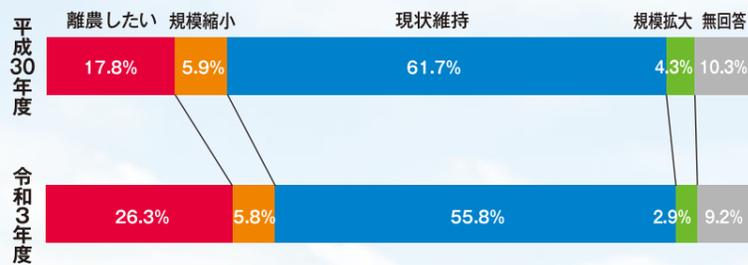
印刷/術高野写真印刷

【*】 印刷/術高野写真印刷

新たな農地・新たな農業委員会の姿を求めて

農業委員会は農地に関する許認可、農業者年金や後継者対策などの業務等を行っています。同時に将来の農業生産基盤に重要な「農地」についても検討を重ね、農家の今後の経営意向の把握のため、平成30年度から3年ごとに「農地及び農業経営に関する調査」を行っており、この度、令和3年度の調査を終え、報告書を作成中です。

3年後の農業経営の意向について



「私は高齢者、息子は転勤族。私たちのようなものは農業をやれない時代になっています。隣の田所有者に農地を差し上げたい気持ちです。」調査に際し、寄せられた一意見です。

この調査はそんな農家の皆さんの真剣な思いが集約された貴重なものです。今後取りまとめた調査結果を基礎にして、守るべき農地を明らかにし、「農地利用の最適化」に向けて活動していきます。

そもそもどんな調査だったのか、またこの調査を実施して将来何を目指すのか、その内容を一部お知らせします。

1 どんな調査だったのか？

Q 調査方法は？

A 10アール以上の農地を所有している方、又は耕作をしている方が対象で、由利本荘市全域を対象としています。

令和3年11月30日の状況調査で、令和3年12月21日に市内6578世帯に郵送しています。なお回答は4305世帯、回答率は65%となっています。

Q 調査内容は？

A 農地所有者が今後、どんな意向を持っているか把握するために、①3年後の農業経営の意向について

②農地の借受等の意向について
③(将来の)農地の受け手について
④所有農地の状況及び今後の意向について

をそれぞれ調査しています。

なお、調査では3年後の農業経営をイメージして回答をいただいておりますが、これは漠然とした何年か先より、具体的に3年後をイメージする方が、より現実に即しているかと判断したためです。

Q 前回の調査との違いは？

A 特に、①3年後の農業経営の意向については、今回、回答いただいた方の32%が離農や規模縮小を考慮しており、このうち66%の方は農地を託す相手が決まっていないと回答しています。前回の調査ではそれぞれ23%、67%という結果となっております。

2 求められる農業委員会

調査では、人手不足、少子高齢化の影響等により、これまで以上に担い手の確保が難しくなってきたことが改めて浮き彫りになりました。3年後の農業経営をイメージした回答をいただく、としているだけに、農業委員会として、危機感をもって、いかに農地を荒廃させず、担い手農家に継続していくべきか、また、農地、担い手、地域農業、そして地域

社会のための活動等の立案と施策が必要であると感じているところです。

3 未来にむけて

令和5年8月には農業委員会の委員改選が行われます。

委員候補として青年農業者、認定農業者などの担い手はもちろんですが、地域農業、農村振興に取り組む住民、女性などが挙げられています。国の第5次男女共同参画基本計画では、女性の登用により新たな視点と、男性だけでは持ちえなかった経験や、新たな情報網等がもたらされる効果を期待するとしています。(現在、市農業委員会の女性委員は3人、女性農地利用最適化推進委員は1人です。)

若い世代、女性等の登用の必要性和重要性を認識し、先手を打って良い人材を確保することで、最先端の知識で農地について考える、新たな農業委員会の姿が期待されます。農業生産の基盤である「農地」の未来につながる第一歩のためにも。

4 結びに

本調査にご協力いただいた農家及び農地所有者の皆さんに感謝申し上げます。

なお、報告書については、農業委員会HP上で公開する予定です。



野内守情報局
野内守が農業委員会の様々な情報をお知らせします。

8月下旬予定
農地パトロール
(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、農地法第30条に基づき、年一回、市内全域で「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。

農地パトロールでは農地を見回り、耕作状況をみて遊休農地(荒廃農地)になっていないか、適正に管理されているかを判断します。農地パトロールにあたり敷地内に立ち入る場合がありますのでご了承ください。なお該当の農地所有者には事前連絡等はありません。立ち会いも不要です。

なお、利用状況を踏まえ、耕作が出来ないと判断された場合「利用意向調査」を行う場合があります。

Q なぜ農地パトロールが必要なの？

A 農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁殖による病害虫等の発生、有害鳥獣の温床、不法投棄等の原因になり、周辺に多大な迷惑をかける可能性があります。こうした遊休農地を発見し、所有者に対する解消の指導・助言を行います。



野内守情報局

ダメ! 農地の違反転用

農地を農地以外の目的で使用する場合には、農地法に基づく手続きが必要となります。

たとえば、住宅を建てる、農業用施設を建てる、樹木を植林する、太陽光発電施設を設置するなどがあります。

また、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円の罰金(農地法第64条、67条)の適用の場合もありますので、農地を農地以外の目的で使用したい場合は農業委員会または各総合支所庶務班(産業建設課内)までお問合せください。

参考 農業委員会の任命要件等

農業委員は法律に基づく規定に沿って市町村長により任命され、①原則として、認定農業者が農業委員の過半数を占めること。②中立委員(農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者)が含まれること。③年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。(青年、女性の積極的な登用に努めること)



りんどうどうでつなぐ絆



つちだ ただゆき
土田 忠幸 さん
鳥海地域 鶴田 (25歳)

私は、高校を卒業してすぐ農業の道に進みました。亡くなったおばあちゃんが畑で野菜を育てていたので、小学生の頃は学校から帰ってくるべく一緒に畑にでていることがきっかけだったと思います。

そうこうしているうちに、父が鳥海りんどうを栽培し始めたため、学生の中から手伝いをしていました。最初は手伝い感覚だったので、高校卒業後、農業を継ぐとは思っていませんでした。夏は毎日暑い中で作業があり、出荷の箱詰めは朝早くからだし、肉体労働が大半という感覚でした。でも、仕事を残しているうちにせっかく先代が残してくれた水田とりんどうを自分の代でなく

してはられないと思い、真剣に取り組み始めました。大変なこともありましたが、自分が育てたりんどうが花をつけ、収穫し、消費者のみなさんに届けられることが楽しくもあり、やりがいを感じています。

高校の夏休みに同級生がりんどうの栽培作業に足を運んでくれ、暑い中一緒に過ごしたことを作業の合間に思い出すこともあり、励みにしています。

若者がなかなかいない時代ではありますが、未来の秋田県の農業のためにも頑張っていきたいと思っています。そして将来、立派な農家になりたいと思います。

(文 土田 忠幸さん 担当 佐藤 崇)

農業にチャレンジ!

実家が和牛繁殖農家だったので、家業を継ぐと、高校を卒業後に県のフロンティア研修を二年間受講しました。そこで家畜人工授精師と、家畜受胎卵移植師の免許を取得し、飼養管理の知識や血統のことなどは現場に出て必要なことを学び、研修を修了しました。就農後は、実際に現場で感じることや考え方など分からないことばかりでしたが、親元で三年間仕事を少しし自信がついたので、規模拡大をして独立することを決意し、牛舎を新設しました。最初は子牛の事故などが続いたりする時期もあり、試行錯誤の繰り返しでしたが、結果が目に見えて出たときなどの嬉しさや達成感は忘れられません。その後、市場出荷成績や普段の作業効率など、今後のことを考え、昨年新たに一棟牛舎を増設しました。



ささき まさる
佐々木 優 さん
大内地域 羽広 (29歳)

頑張る営農者

非農家の方々から「農業は大変な仕事だよ」とよく言われますが、私は面白い仕事だと思っています。天候や経済情勢など様々な要因で相場が変動するのは確かに大変ですが、自分の考えや行動で発展させていけるのは、とてもやりがいのある仕事と思っています。今は機械化が進み作業の簡略化がされてきているので、

夢、和牛とともに

採卵など他の仕事や、趣味の時間なども作りやすくなっています。

就農してから十年目になりますが、これまで色々な方々から助けられてここまでやってこれました。周りの人たちへの感謝の気持ちを忘れず、これからも努力し、良い牛を肥育し、出荷成績を上げていこうと日々奮闘中です。

(文 佐々木 優さん 担当 伊藤 直子)



会長日記

5月31日

東京都で行われた全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。コロナ禍の中、全国規模の大会参加は約3年ぶりでありました。

大会には約1800人が参加し、農業・農村の問題を幅広く汲み上げた政策提案の決議を行いました。政策提案決議、全国の農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明、全員でのガンバロー三唱では、改めて農地を耕作可能な状態で次世代に引き継いでいかねば…との思いを強くしたものであります。

佐藤 系悦



野内守情報局

農業委員会総会

日程	提出期限	日程	提出期限
R4. 9/20(火)	8/31(水)	R5. 1/20(金)	12/28(水)
10/17(月)	9/30(金)	2/16(木)	R5. 1/31(火)
11/17(木)	10/31(月)	3/17(金)	2/28(火)
12/16(金)	11/30(水)		

農地に関する許認可等、申請書類の審査に時間を要する場合がありますので、提出期限に関わらず、事前に協議くださるようお願いいたします。



野内守情報局

農業者年金に加入しませんか?

◇ 農業者年金は農業者の方が加入できる「終身年金」です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く。)で20歳以上60歳未満の方、または60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

◇ 一定の要件を満たす方は、月額最大1万円の保険料の国庫補助があります。

◇ 保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

農業者年金についてのご相談はお近くのJAまたは農業委員会へお問い合わせください。



農業者年金ホームページの年金シミュレーターの活用を

農業者年金「年金シミュレーター」は簡単な入力でご自分の年金額が試算できます。

詳しくは、農業者年金基金HPへ
<https://www.nounen.go.jp>